公益社団法人浦和法人会 女性部会 入会申込書

索引

太枠内をご記入後、切り離さず下記の申込書郵送先へお送り願います。

入会日	年 月 日 公益社団法人浦	公益社団法人浦和法人会女性部会の趣旨に賛同し、入会いたします。											
法人登録	〒 330−0063	会社業種	建設業										
住所	さいたま市浦和区高砂3-17-15	会社電話番号	048-1234- 5678										
フリガナ		会社 FAX番号	048 - 1234 - 8765										
		Eメールアドレス	ご記入をお願いいたします。										
法人名	㈱浦和建設	自宅電話番号	048 - 1234 - 4321										
		携帯電話	090-1234- 9999										
代表者名	^{『書} 氏表取締役 浦和 太郎	趣 味 モットー	任意										
氏名フリガナ	トリシマリャク ウラワイナコ	入会者	10年										
入会者名	^{雨書} 取締役 浦和 花子		→ 入会者 生年月日 西暦 19○○年 1月 1日										
入会者 自宅住所	〒 330-0063 さいたま市浦和区高砂3-17-15	EIJ) 紹介者名 ご記入をお願いいたします。										

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議等の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口まで、お願い致します。

事務局使用欄										
受付日	法人会番号									
通し番号										

金融機	護関確認	欄						
年	月	日						
確認いたしました 金融機関名								
		印						

申 公益社団法人浦和法人会 個人情報取扱係 〒330-0063

書 さいたま市浦和区高砂3-17-15

野 さいたま商工会議所会館7階

先 TEL 048(838)7755 FAX 048(838)7757

女性部会 頁金口座振替依頼書(金融機関用)

等相当の事由があるときはとくに申出をしない限り貴社はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。

4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は別用紙になりますので、 和法人会までお問い合わせくださいますようお願いいたします。 尚、ネット銀行は対応しておりません。

季	委託者番号 区分 顧客(集金先)番号 収納代征									弋彳	行 りそな決済サービス株式会社(旧ファクター)												
3	5 0	1 a l a l a l a l a l a l a l a l a l a									さいたま市浦和区針ケ谷4-2-11 451 さくら浦和ビル												
収約	内企業 🗠 公益社団法人浦和法人会女性部会 料金の種類 🛮 会 費 振替日 🔻 5日(金融機関休業日の													日の場									
金	銀行コード 支店コード 支店コード										預金種目 口座番号												
融機関	浦和						銀行金庫組合		埼玉 _{支店}					吉	1. 普通預金 2. 当座預金	1	2	3	4	5	6	7	
	フリ	フリガナ カブ)ウラワケンセツ ダイヒョウトリシマリヤク ウラワタロウ												ウ	金融機関届出印 金融機関使用欄								
口	*法人の場合は、会社名・代表者名までご記入ください。												(不備返却事由)										
座														 預金取引なし 記載事項等相違 									
名	株式会社 浦和建設										(EII)		店 名、預金口座 口座番号、口座名義										
義	//\ 一十二年,《女·〈□、〉十二年, 【 · 卢□														印鑑相								
我	代表取締役 浦和 太郎													4.	その化 (<u>łī</u>)				
1. 銀行	私は公益社団法人浦和法人会から請求された私名義の上記預金口座から預金口座振替規定を確認のうえ依頼します。 1.銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。 この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。									た。	備考					,							
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から引落すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、 私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。3. この契約を解除するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない										`	検	印	印鑑	照合	受付	护							

※口座名義にフリガナをご記入ください